

事業主の皆さまへ

「労働保険」とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称です。

このリーフレットで、貴事業場について労働保険の成立手続義務の有無などをご確認の上、まずは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

労災保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や不幸にもお亡くなりになった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

雇用保険

労働者が失業した場合や育児・介護のため休業した場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

成立手続義務のある事業場

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業場は強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。
※強制適用以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。

労働者とは？

労働者とは、正社員、パート、アルバイトなど名称や雇用形態にかかわらず、労働に対して賃金が支払われる者をいいます。労災保険は、短時間労働者（パート、アルバイト等）を含むすべての労働者が対象となります。雇用保険は、労働時間等一定の要件を満たす場合は短時間労働者も対象となります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き労災保険、雇用保険の対象となりません。

怠
っ
て
い
る
と
？
成
立
手
続
を

1 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにもかかわらず、労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遑って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払わない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

事業主が、故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない場合があります。

電子申請での手続、口座振替納付が便利。

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。

[電子申請ホームページ](#) ▶



労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。詳しくは、厚生労働省ホームページで「労働保険料等の口座振替納付」と検索してください。

[口座振替ホームページ](#) ▶



うちなー健康経営宣言！

沖縄県内の働き盛り世代における健康づくりをサポートするため、令和3年3月に関係機関5者『沖縄県・沖縄労働局・沖縄県医師会・沖縄産業保健総合支援センター・全国健康保険協会（協会けんぽ）沖縄支部』にて包括的連携に関する協定を締結しました。これを機に、沖縄労働局で行っていた「ひやみかち健康宣言」と協会けんぽ沖縄支部の「福寿うちなー健康宣言」を「うちなー健康経営宣言」に統一し、令和3年4月1日より関係機関一体となって健康経営[®](※)に取り組む事業場をサポートいたします！

※「健康経営[®]」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。



健康経営とは

従業員の健康を重要な経営資源と捉え積極的に従業員の健康増進に取り組む企業経営スタイルのことです。



健康経営実践のポイントは2つ

- POINT 01 事業場の代表者が健康経営を実践することを決意し、それを社内外に広く公表すること
- POINT 02 健診結果に基づき、事業場の健康課題を抽出し、その課題を改善するための効果的な取り組みを実践していくこと

健康経営宣言の見える化

沖縄労働局のホームページに事業場名や事業場全体の取り組み内容（代表者メッセージ）等を掲載することで、貴社が健康経営を実践している事業場であることを見える化（可視化）します。

健康課題等の把握

協会けんぽが保有する健診結果^(注)を活用して、年に一度「事業所カルテ」を発行します。このカルテにより事業場の健康課題の把握や、取り組み後の改善効果を確認することが可能となります。

(注) 協会けんぽ加入以外の事業場は個人情報上の問題のない健診結果情報を提供していただくことが前提となります

貴事業場

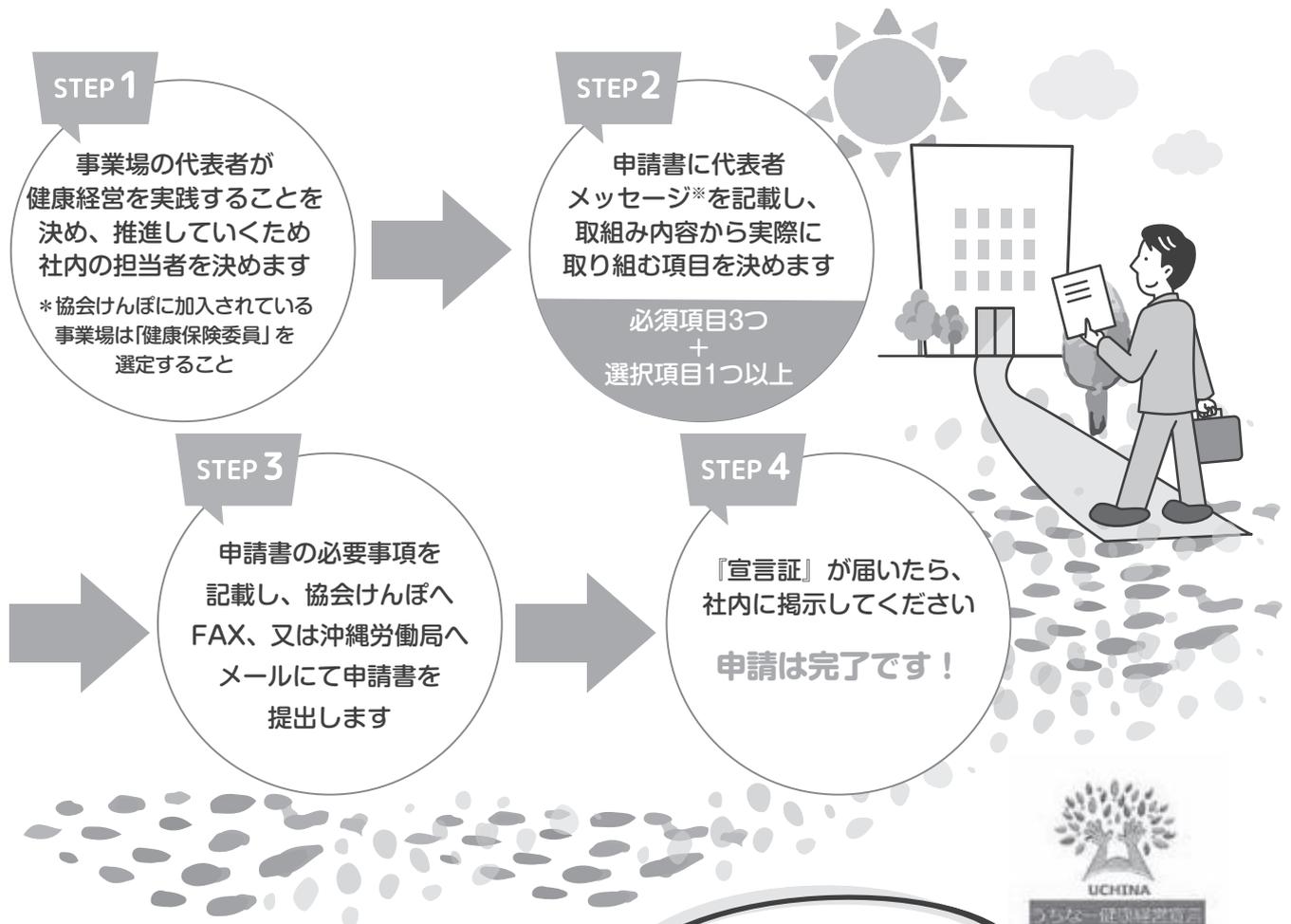
「うちなー健康経営宣言」では、実践のサポートが受けられるため、効果的に健康経営に取り組むことができます！

健康づくりサポートは5者で行います！



申請の流れ

取組みはサポートメニューも活用しながら実践へ!!



*宣言事業場の代表者メッセージはこちらからご覧いただけます。



実践する取組み内容①

取組み内容は、必須項目と選択項目があります。選択項目は1つ以上を選んでいただきます。

必須項目

次の3つは、法律に基づき必ず取り組んでいただく内容です (注)

- * 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上該当する従業員全てに健康診断を受診させる
- * 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる
- * 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う (労働者50人未満の事業場は地域産業保健センターをご利用いただけます)

(注) 「労働安全衛生法」や「高齢者の医療の確保に関する法律」が適用される事業場

実践する取組み内容②

選択項目

次の①から⑬までの中から、取り組む内容を1つ以上選んでください。
取組み例を参考に自社の健康課題や取組みめそうなことからスタートしてみましょう！

	選択項目	取組み例	おすすめポイント
①	健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む	・該当する従業員に再検査や治療等の受診をさせ、その報告を提出させる	就業規則に盛り込むことで、全社員が健康問題に取り組まなければならないことについて「見える化」することができ、また担当者が代わっても継続させることができます
②	従業員の家族の健診受診を奨励する	・従業員から家族に受診の声掛けをする ・協会けんぽと事業場代表者との連名で受診勧奨文を個別通知する	ご家族がともに健康であることは安心して働く上でも重要な取組みです
③	健康増進に関する数値目標を設定する (任意)	・全従業員1日8,000歩以上歩く ・メタボリスクを前年度より5%減少させる	事業所カルテを活用し健康課題を把握すると具体的な数値目標が立てやすくなります
④	従業員に対して、健康意識を向上させる取組みを行う	・朝礼や会議、回覧等で健康に関する情報発信 ・栄養や運動、飲酒やメンタルヘルス等に関する研修会の実施	産業医や産業保健スタッフ、協会けんぽ等にご相談ください
⑤	食生活の改善に取り組む	・ヘルシー弁当の利用を勧める ・自販機の飲料は低糖・無糖へ変更する ・おやつのお置き・配布をしない	メタボや血圧、血糖等の有所見者が多い事業場にお勧め!習慣を変えるきっかけづくりになります
⑥	運動機会の増進に取り組む	・職場で、時間を決めてラジオ体操を実施する ・スポーツクラブ等の利用補助	体調の確認、健康維持やリフレッシュ効果があり、取り組んでいる事業場が増えています
⑦	禁煙や受動喫煙防止に取り組む	・敷地内禁煙、屋内禁煙の実施 ・禁煙希望者へ禁煙外来費用の一部補助	法改正もあり、受動喫煙防止対策は徹底していきましょう
⑧	適正飲酒対策に取り組む	・就業前に呼気中アルコール濃度のチェックをする ・職場の飲み会は一次会までにする	肝機能リスクの高い事業場や車を運転する方が多い場合は積極的に取り組みましょう
⑨	血圧管理に取り組む	・血圧計を設置し、正常範囲の周知と就業前の測定により正常範囲を超えている場合は、上司へ報告をする ・高血圧者の体調確認や定期通院のための時間確保	沖縄県では高血圧関連の病気で65歳未満の方が他県より多く亡くなっています。血圧の有所見者が多い場合は事業場として高血圧対策を考えましょう
⑩	感染症予防に取り組む	・手洗い、消毒の奨励と衛生品の確保 ・マスク着用の励行 ・予防接種場所の提供、予防接種に係る時間の出勤扱い	感染症予防は従業員と顧客や関係先を守るためにも大切な取組みです
⑪	時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する	・ノー残業デーの設定、年次有給休暇の取得を勧める	仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくりにつながります
⑫	メンタルヘルス対策に取り組む	・メンタルヘルスに関する相談窓口の設置と周知 ・メンタルヘルス不調者への対応	職場の環境改善を目指し、沖縄産業保健総合支援センターを活用しましょう
⑬	治療と仕事の両立支援に取り組む	・治療と仕事の両立支援に関する相談窓口の設置と周知 ・両立支援担当者を対象にした研修の実施 ・両立支援に取り組む事業場の体制づくり、環境整備をする	治療と仕事の両立支援は社員の離職率の低下、生産性の向上につながります
⑭	その他(任意で設定)		①～⑬に当てはまらない内容は、自由に設定してください

宣言後は...

積極的に取り組まれている事業場には申請により次のような認定・表彰制度があります！

● 沖縄県健康づくり表彰(がんじゅうさびら表彰)

健康づくりに積極的に取り組み、顕著な実績を上げた事業場や地域団体を県知事が表彰します。

● 健康経営優良法人認定制度

経済産業省が創設した認定制度で、健康経営に取り組んでいる優秀な大企業や中小企業が、定められた基準に基づき認定されます。

沖縄県内においても表彰や認定を受けられた事業場が増えてきています。このような制度も視野に健康経営を進めてみてくださいね。

健康づくりサポートメニュー(無料)

「事業所カルテ」

【協会けんぽ加入事業場】

貴社の健診受診率や生活習慣病リスクなどを協会けんぽ全支部や沖縄支部、同業態と比較した「事業所カルテ(健康度診断結果)」を毎年提供します。健康課題の把握にご活用ください。

* 被保険者数などにより、ご提供できない場合があります。

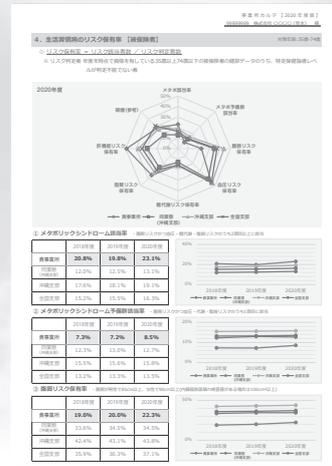
【協会けんぽ以外の場事業】

個人が特定されない範囲の健診情報を別途「健診情報提供書」として協会けんぽへ提供いただくことで、活用することができます。

* ご提供いただく内容：自社の健診受診者数と生活習慣病に関する検査項目の有所見者数、喫煙者数等

* 事業所カルテは協会けんぽ加入事業場でも健康保険の適用事業場単位で作成しております。

営業所・支店等で宣言された場合は、事業所カルテがご提供できないことをご承願います。



「うちなー健康経営ニュースレター」

健康に関する情報、健康づくりに積極的に取り組む宣言事業場の好事例などをご紹介します。

「がんじゅう沖縄(メルマガ)」



希望される方に産業保健に関する最新情報を毎月提供します。



「健康づくりのアドバイス」



協会けんぽの保健師や管理栄養士などの専門スタッフが、事業場の健康づくりへの取り組み課題について、相談に対応します。お気軽にご利用ください。

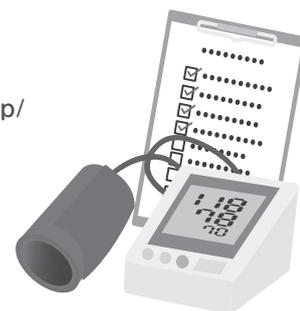
「その他」

【沖縄県医師会】 <http://www.okinawa.med.or.jp/>

・ 医師による高血圧予防などの健康講話や健康相談を行います。

【沖縄産業保健総合支援センター】 <https://www.okinawas.johas.go.jp/>

- ・ 50人未満の事業場向けに、健康診断で有所見となった従業員の必要な措置について、医師からの意見聴取ができます。
- ・ 保健師が事業場を訪問し、保健指導や健康講話を行います。
- ・ 産業保健に関する様々なテーマの研修を行っています。
- ・ メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援に関する相談に対応いたします。



【協会けんぽ】 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/okinawa/>

* 原則、加入事業場への支援

- ・ 保健師・管理栄養士が事業場を訪問し、特定保健指導や健康講話を行います。
- ・ 事業場内に展示して、健康への意識を高めてもらえるようなフードモデル(食品模型)や脂肪1kg実物大モデル、禁煙指導用肺モデル等のレンタルをいたします。

お問い合わせ先

全国健康保険協会 沖縄支部 TEL 098-951-2211(音声ガイダンス4)
 沖縄労働局 健康安全課 TEL 098-868-4402



全国健康保険協会 沖縄支部



沖縄労働局

2022.06

【裏面に注意事項があります】

うちなー健康経営宣言 登録申請書

【申込方法】以下の太枠内をすべてご記入のうえ、「協会けんぽ沖縄支部にFAX(郵送可)」又は「沖縄労働局にメール」いずれかの方法で申請をしてください。

FAX : 098-951-2017 (協会けんぽ沖縄支部宛て)
 メール : kenkouanzenka-okinawakyoku@mhlw.go.jp (沖縄労働局労働基準部健康安全課宛て)

※ご記入頂いた情報は、沖縄県、沖縄労働局、沖縄県医師会、協会けんぽ沖縄支部、沖縄産業保健総合支援センターにて共有します。

事業場名称 【※1】				事業主氏名			
保険者種類	<input type="checkbox"/> 協会けんぽ <input type="checkbox"/> 共済組合 <input type="checkbox"/> 健保組合 <input type="checkbox"/> 国保	被保険者証 の記号 (7~8桁の数字)	(左で「協会けんぽ」を選択の場合、ご記入ください。)				
事業場 所在地	〒						
担当者氏名 (健康保険委員) 【※2】	(協会けんぽ加入事業場は「被保険者」の方 をご記入ください。)		電話番号				
			メールアドレス (任意)	@			
必須	業種	【※3】裏面をご覧ください、当てはまる業種の番号を記入してください。					
代表者メッセージ (うちなー健康経営宣言 ^{※(※)} の申請にあたって、メッセージをお願いします)							
必須	(250字以内でお願いします。記載例につきましては、沖縄労働局ホームページ内「うちなー健康経営宣言事業場一覧」をご参照ください。【※4】						
沖縄労働局ホームページに事業場ロゴの掲載の希望の有無について、いずれかをチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない							
『うちなー健康経営宣言』にて、取り組む内容にチェックを入れてください。							
取 組 内 容	必須	<input checked="" type="checkbox"/>	労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。(100%)				
		<input checked="" type="checkbox"/>	健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせるように努める。(目標100%)				
		<input checked="" type="checkbox"/>	健康診断の結果、有所見者となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置(※)を行う。 (※)例えば、休業、休職、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更など。				
	選 択 し て く だ さ い	<input type="checkbox"/>	1. 健康診断結果に対して、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。				
		<input type="checkbox"/>	2. 従業員の家族の健康受診を奨励する				
		<input type="checkbox"/>	3. 健康増進に関する数値目標を設定する(※任意記入、例:全ての従業員が月8000歩以上歩く など) <数値目標: >				
		<input type="checkbox"/>	4. 従業員に対して健康意識を向上させる取り組みを行う				
		<input type="checkbox"/>	5. 食生活の改善に取り組む				
		<input type="checkbox"/>	6. 運動機会の増進に取り組む				
		<input type="checkbox"/>	7. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む				
		<input type="checkbox"/>	8. 適正飲酒対策に取り組む				
		<input type="checkbox"/>	9. 血圧管理に取り組む				
		<input type="checkbox"/>	10. 感染症予防に取り組む				
		<input type="checkbox"/>	11. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する				
		<input type="checkbox"/>	12. メンタルヘルス対策に取り組む				
<input type="checkbox"/>	13. 治療と仕事の両立支援に取り組む						
<input type="checkbox"/>	14. その他(任意でご記入ください。)						
※ 申請書を提出いただいた事業場様には、後日「うちなー健康経営宣言証」を送付いたします。なお、上記の「代表者メッセージ」「取組内容」については、沖縄労働局のホームページに掲載させていただきます。また、協会けんぽ沖縄支部のホームページには「事業場名」のみ掲載させていただきます。							
お問い合わせ先: 全国健康保険協会(協会けんぽ) 沖縄支部 TEL. 098-951-2246 又は 沖縄労働局労働基準部健康安全課 TEL. 098-868-4402							

(※)「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

《注意事項》

【※1】事業場単位だけでなく、企業又は法人単位（協会けんぽの適用事業所単位）での申請も可能です。
個人事業主様の場合は、事業場名称（屋号）の後に「事業主様の氏名」も記入してください。なお、記入がもれていた場合も、後日送付される宣言証の事業場名称には「屋号」個人事業主様の氏名」という形で表記されます。

【※2】協会けんぽ沖縄支部に加入している事業場のみ、担当者の方を健康保険委員として登録いたします。
健康保険委員限定のガイドブックの進呈や研修会のご案内をさせていただきます。

【※3】貴事業場が当てはまる業種につきまして、下記より選択し番号を記入してください。

- 1.農業・林業・漁業 2.鉱業・採石業・砂利採取業 3.建設業 4.製造業 5.電気・ガス・熱供給・水道業
6.情報通信業 7.運輸業・郵便業 8.卸売・小売業 9.金融・保険業 10.不動産業・物品賃借業
11.学術研究、専門・技術サービス業 12.宿泊業・飲食サービス業 13.生活関連サービス業・娯楽業
14.教育・学習支援業 15.医療・福祉 16.複合サービス事業 17.サービス業(他に分類されないもの)
18.公務（他に分類されるものを除く） 19.分類不能の産業

【※4】下記ホームページに「うちなー健康経営宣言」をした事業場一覧を載せております。
各事業場の代表者メッセージも確認できますので、ご参照ください。

沖縄労働局 うちなー健康経営宣言

検索

全国健康保険協会沖縄支部 メールマガジンについて

ご利用上の注意事項（利用規約）

全国健康保険協会では、メールマガジン配信サービス(以下「本サービス」という)の運営に必要な範囲で、本サービスをご利用される皆様の情報の登録を頂いております。

本サービスにおける登録情報の取扱い等につきましては、以下のとおりですので、登録にあたっては、あらかじめ以下の事項をお読みいただき、ご了承のうえ登録をお願いします。
なお、本サービスは、その内容によりHTML形式の場合や、テキスト形式でも文字数が多い場合があり、全ての携帯電話での受信に適した形式で配信しておりません。ご登録の際は、パソコンのメールアドレスをご利用ください。

1. 本サービスは、外部の配信業者に委託して行っています。
2. 本サービスは、無料(通信料金は除く)でご利用になれます。
3. 全国健康保険協会では、本サービスにご登録頂いた情報について、漏えい、紛失、破壊、不正アクセス及び改ざん等を防止するために必要な措置を講じています。本サービスの運営は外部に委託していますが、委託先においても収集した情報の適切な管理のために必要な措置を講じています。
4. 登録頂いた情報は、本サービスを円滑に運営するための参考として使用します。なお、メールアドレスについては、メールマガジンの配信のために使用します。
5. 全国健康保険協会では、法令に基づき提供することが義務づけられていると解される場合、不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合、その他特別の理由のある場合を除き、収集した情報を本サービスの運用以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。ただし、統計的に処理された当該サイトのアクセス情報、利用者属性等の情報については公表することがあります。
6. 本サービスでは、メールマガジンを配信するため、メールアドレスの入力を必要としますが、これ以外に個人を識別することができる情報は収集していません。なお、本サービスの登録は、登録者ご本人の意思により何時でも解除が可能です。また、情報の変更・訂正も可能です。
7. 本サービスでは、ウイルス防止のためファイルの添付は行いません。(添付ファイルのついたメールは偽物です。)
8. 万一、内容が不審なメールマガジンを受信した場合は、全国健康保険協会ホームページに掲載のバックナンバーと対比してください。
9. メールマガジンの配信については、回線上的問題(メールの遅延、消失)等により届かなかった場合、もしくは文字化けが生じた場合等でも再送信はいたしません。全国健康保険協会ホームページに掲載のバックナンバーをご覧ください。
10. 本サービスは、全国健康保険協会の都合により、「全国健康保険協会ホームページ」において予告した後に中止、延期又は廃止することがあります。
11. 全国健康保険協会は、本サービスの利用、運用の中止、延期又は廃止等により発生する一切の責任を負いません。
12. 登録されたメールアドレスへの配信が連続5回にわたり未着エラーとなった場合、登録メールアドレスは無効として以降の配信を停止します。
13. 原則として、配信されたメールマガジンのメールアドレスへの返信でのご意見、ご要望等はお受けできません。

第24期沖縄県労働委員会委員の任命について

沖縄県労働委員会は、労働組合法第19条の12第2項及び労働組合法施行令第25条の2の別表第3により、公益委員(公益の代表者)、労働者委員(労働者の代表者)、使用者委員(使用者の代表者)各5人、計15人の委員で構成されています。

第23期委員の任期満了に伴い、令和5年12月15日付けで以下のとおり第24期委員が任命されました。なお、委員の任期は2年です。

第24期沖縄県労働委員会委員名簿

区分	氏名	現職	再任・新任の別
公益委員 (5人)	◎ 田島 啓己	弁護士	再任 (連続5期)
	○ 村上 恵実	弁護士	再任 (連続2期)
	戸谷 義治	琉球大学人文社会学部教授	再任 (連続2期)
	與那嶺 敏	弁護士	新任
	松井 有美	沖縄国際大学法学部講師	新任
労働者委員 (5人)	知花 優	日本労働組合総連合会沖縄県連合会事務局長	再任 (通算3期)
	與那覇 栄蔵	全駐留軍労働組合沖縄地区本部執行委員長	再任 (通算5期)
	木本 邦広	沖縄県教職員組合中央執行委員長	新任
	大屋 尚子	沖縄電力労働組合本部副執行委員長	新任
	知念 克也	沖縄電力関連産業労働組合総連合会長	新任
使用者委員 (5人)	田端 一雄	一般社団法人沖縄県経営者協会専務理事	再任 (連続2期)
	名嘉村 裕子	株式会社りゅうせきフロントライン人材開発事業部取締役部長	再任 (連続4期)
	大城 恵美	株式会社近代美術代表取締役	再任 (連続3期)
	金城 欣光	沖縄バス株式会社常務取締役 総務部長	再任 (連続2期)
	普久原 啓之	株式会社琉球銀行代表取締役専務	再任 (連続2期)

※委員の任期:令和5年12月15日～令和7年12月14日

※◎:会長、○:会長代理

事務局からひとこと

労働委員会は、労使関係の安定を図るために中立・公平な立場で、労働条件等に関する労使紛争の迅速かつ円満な解決をお手伝いします。あっせん等の制度の利用に関することは、お気軽にご相談ください。



お問い合わせ先 沖縄県労働委員会事務局 (県庁2階)

TEL:098-866-2551 FAX:098-866-2554

Eメール :aa160008@pref.okinawa.lg.jp

沖縄県労働委員会の
HPはコチラ▶▶

又は

「沖縄県労働委員会」で検索



職場でハラスメントの相談窓口を利用するときの準備について

● 相談内容 ●

参加したセミナーで、全ての会社にハラスメント（職場のいじめ、いやがらせ）相談窓口の設置が法律で義務づけられていることを知りました。早速確認したところ社内の相談窓口は総務が担当しているとのことでした。これまで上司からの嫌がらせを受けたことがありましたので、パワハラではないかと思い、相談窓口を利用しようと思いますが、相談するとき、どのような準備をすればよいのでしょうか。また、社外にも相談することができるのでしょうか。

● 相談回答 ●

ポイント

社内の「ハラスメント相談窓口」の相談員は、社員が担当することもあります。外部へ相談依頼している会社もあります。相談窓口を利用するときは、窓口の相談日時、相談方法（面談、電話、Faxなど）などを確認した上で、相談の予約を取り、相談をスムーズに行うために相談前の準備をして臨むことをお勧めします。

解説

2022年4月からパワハラ防止法ともいわれる「労働施策総合推進法」が改正され、全ての会社にハラスメント相談窓口の設置と相談員の任命、相談に対して再発防止措置を実施することが義務化されました。

相談窓口の利用に当たっては、次のような相談前の準備をして臨むことをお勧めします。

(1) 相談日、時間の予約をしましょう。予約の際に要望事項も伝えます。

・女性（又は男性）相談員を希望、匿名で可能なのか等。

(2) 相談したい内容を、5W1Hでまとめましょう。

who（誰に）、what（何を）、when（いつ）、where（どこで）、why（なぜ）、how（どのようなことをされたのか）。

自分が不愉快だと（ハラスメント行為だと）感じたことを、順序だててまとめましょう。

(3) 誰かに相談したのであれば、どのようなアドバイスを受けたのか、についても記録しましょう。

証拠になるのがあれば、準備します（メール、手紙、録音など）。

(4) ハラスメント行為者に対しての要望をまとめておく。

・相談員に話を聴いてほしい、調査してほしい、指導してほしい、不快な思いをした行為を止めてほしい、別の部署へ異動してほしい等。

このような準備をすることで、相談者自身も相談したい内容が整理されてきます。

ハラスメント防止のためには、一人ひとりが我慢せずに相談することが重要です。

外部相談窓口として、沖縄県女性就業・労働相談センター、沖縄労働局雇用環境・均等室や沖縄県社会保険労務士会などがあります。

お問い合わせ先

沖縄県女性就業・労働相談センター

労働相談フリーダイヤル 0120-610-223 TEL 098-941-4750

沖縄県労働経済指標

年月	項目		常用労働者(規模5人以上)				失業者数 (沖縄県)	完全 失業率 (沖縄県)	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数 R2=100	
			一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	那覇市	全国
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	求職者数	求人数	求人倍率							
	千人	人	千人	人	千人	%	人	人						
21年	31,974	284,657	12,018	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	96.1	95.5		
22年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	95.3	94.8		
23年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	95.3	94.5		
24年	32,591	274,754	13,166	119,329	46	6.8	36,526	14,515	0.40	2,176	95.0	94.5		
25年	32,548	274,827	13,581	121,257	39	5.7	32,533	17,212	0.53	2,179	95.3	94.9		
26年	32,852	275,207	13,956	123,517	37	5.4	29,802	20,601	0.69	2,154	97.8	97.5		
27年	33,209	275,892	14,561	127,067	36	5.1	28,188	23,636	0.84	2,110	98.4	98.2		
28年	33,788	290,306	14,978	117,896	31	4.4	27,001	26,318	0.97	2,120	98.7	98.1		
29年	34,636	288,447	15,395	125,882	27	3.8	25,758	28,598	1.11	2,099	99.1	98.6		
30年	34,426	315,950	15,381	143,732	25	3.4	24,876	29,052	1.17	1,982	100.3	99.5		
令和元年	34,772	325,731	16,015	143,841	20	2.7	25,498	30,442	1.19	1,922	100.6	100.0		
2年	35,326	328,737	15,972	144,617	25	3.3	27,972	22,520	0.81	1,680	100.0	100.0		
3年	35,662	336,079	16,231	141,798	28	3.7	30,588	22,343	0.73	1,710	100.1	99.8		
4年	35,120	335,382	16,223	152,659	25	3.2	31,446	27,846	0.89	1,657	102.9	102.3		
令和5年1月	35,117	336,383	16,587	154,837	22	2.8	30,153	30,767	1.02	1,154	104.6	104.7		
2月	34,998	337,446	16,637	154,066	28	3.6	29,739	29,847	1.00	2,155	103.8	104.0		
3月	34,852	332,062	16,553	150,466	32	4.1	28,820	29,286	1.02	3,540	104.3	104.4		
4月	35,544	336,209	16,473	151,494	30	3.8	28,364	29,964	1.06	2,012	106.2	105.1		
5月	35,603	336,020	16,608	151,389	27	3.5	28,491	30,668	1.08	1,852	106.5	105.1		
6月	35,634	336,880	16,779	152,924	24	3.1	28,710	30,934	1.08	1,477	107.6	105.2		
7月	35,629	332,385	16,928	160,473	21	2.8	28,960	31,452	1.09	1,352	107.4	105.7		
8月	35,579	331,700	16,930	160,610	32	4.2	28,321	30,130	1.06	1,108	108.0	105.9		
9月	35,507	332,336	17,042	163,126	27	3.4	28,872	31,014	1.07	1,401	107.9	106.2		
10月	35,542	333,625	17,112	159,785	24	3.0	28,902	30,004	1.04	1,407	108.3	107.1		
11月	35,559	333,831	17,265	161,097	23	2.9	29,157	29,051	1.00	1,281	108.6	106.9		
12月	35,545	332,802	17,364	162,540	23	2.9	29,113	29,492	1.01	1,250	108.1	106.8		
資料出所	県統計課						沖縄労働局				県統計課			

年月	項目		労働時間の動き						賃金の動き					
			総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394		
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870		
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429		
23年	149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	291,783	233,892	70,513	41,457		
24年	150.7	150.6	138.5	141.0	12.2	9.6	356,649	264,102	289,794	224,699	66,855	39,403		
25年	149.3	150.4	136.9	140.6	12.4	9.8	357,977	264,330	289,150	226,907	68,827	37,423		
26年	149.0	150.5	136.2	140.2	12.8	10.3	363,338	268,801	291,475	230,525	71,863	38,276		
27年	148.7	150.7	135.8	140.4	12.9	10.3	357,949	271,818	288,508	235,524	69,441	36,294		
28年	148.6	149.9	135.9	140.0	12.7	9.9	361,593	280,554	289,899	238,662	71,694	41,892		
29年	148.4	150.6	135.8	140.0	12.6	10.6	363,295	283,056	290,954	240,671	72,341	42,385		
30年	147.4	146.2	134.9	138.0	12.5	8.2	372,164	272,026	295,945	233,588	76,219	38,438		
令和元年	144.5	144.0	132.1	134.1	12.4	9.9	371,507	278,190	296,123	236,194	75,384	41,996		
2年	140.4	139.6	129.6	130.1	10.8	9.5	365,100	283,770	293,056	240,683	72,044	43,087		
3年	142.4	141.9	130.8	132.3	11.6	9.6	368,493	275,343	296,652	233,416	71,841	41,927		
4年	143.2	142.4	131.0	132.2	12.2	10.2	379,732	269,165	303,496	231,297	76,236	37,868		
令和5年1月	135.3	138.6	123.5	129.2	11.8	9.4	315,917	233,606	303,715	229,817	12,202	3,789		
2月	139.7	136.5	127.7	127.5	12.0	9.0	309,496	230,477	303,526	227,336	5,970	3,141		
3月	145.8	145.3	133.3	135.7	12.5	9.6	335,655	240,907	306,819	232,854	28,836	8,053		
4月	148.3	144.7	135.7	135.2	12.6	9.5	324,953	248,192	310,867	234,507	14,086	13,685		
5月	140.9	142.5	129.2	133.6	11.7	8.9	327,254	244,702	307,674	234,309	19,580	10,393		
6月	149.7	143.8	137.8	134.9	11.9	8.9	580,898	352,944	309,495	234,798	271,403	118,146		
7月	146.3	143.1	134.3	133.8	12.0	9.3	446,498	276,730	309,837	233,673	136,661	43,057		
8月	139.3	139.1	128.1	130.0	11.2	9.1	318,026	256,713	307,325	232,463	10,701	24,250		
9月	143.4	142.0	131.4	132.6	12.0	9.4	317,453	234,505	308,600	233,071	8,853	1,434		
10月	146.4	142.8	133.9	133.6	12.5	9.2	319,761	233,627	311,011	232,735	8,750	892		
11月	146.3	141.5	134.0	132.1	12.3	9.4	330,677	241,760	310,936	232,404	19,741	9,356		
12月	143.3	142.4	131.2	132.6	12.1	9.8	712,710	441,123	311,175	234,061	401,535	207,062		
資料出所	県統計課													

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値
 注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上
 注) 一般職業紹介状況は受理地別

注) 消費者物価指数は「令和2年基準」へと変更に伴い、令和3年7月分以降の公表に合わせて改訂。



「労働おきなわ」162号 (琉球労働から通巻236号)

2024年3月31日発行

編集・発行／沖縄県商工労働部労働政策課
〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
TEL(098)866-2366
FAX(098)866-2355
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kensei/kencho/1000011/1017705/1017719.html>

印刷所／文字工房 ポスト
〒901-1111 南風原町字兼城631-1
TEL(098)889-6266
FAX(098)888-2297

●バックナンバーURL● <https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/koyorodo/1012030/1012032/1012036.html>

